

【機密性 2】

名古屋家庭裁判所委員会（第 3 6 回）議事概要

1 日時

令和 4 年 7 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

朝日真委員、猪飼健祐委員、奥村倫子委員、樫尾富二委員、新村和昭委員、関口芙未委員、中野妙子委員、永野啓介委員、本多健委員、山田眞平委員、山田俊彦委員、長谷川留美子委員、金山陽一委員、脇博人委員（委員長）、後藤隆委員

（事務担当者）

剣持部総括裁判官、廣田家事首席書記官、永井家事次席調査官、村田家事次席書記官、和田事務局長、竹内事務局次長、鈴木総務課長、宮崎総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 前回（第 3 5 回）提出された意見についての報告

(3) 家事調停制度についての概要説明

(4) ウェブ会議による模擬調停

(5) 意見交換

テーマ「これからの家事調停制度について」（別紙のとおり）

(6) 次回開催日及び意見交換テーマ

ア 次回開催日 令和 5 年 2 月 1 7 日（金）午後 1 時 3 0 分

イ 意見交換テーマ 「裁判所における採用広報について」

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員 ○：委員長 △：事務担当者)

○ 家事調停制度をより国民にとって利用しやすい手続とするため、ウェブ会議による調停の導入を行っているところであるが、ウェブ会議で行うことによるメリットやデメリットについて、御意見をお伺いしたい。

◆ 利用者としてのメリットとしては、裁判所に赴く時間や交通費が掛からないこと、また、裁判所で調停を行う場合は、調停委員と話す以外の時間は待合室で待つことになるところ、待合室には他の人もいるため代理人と相談や打合せがしにくい、代理人弁護士の事務所などからウェブ会議で参加すれば、待っている間に相談や打合せをできることが挙げられる。

デメリットとしては、ウェブ会議だと裁判所で調停を行うよりもリラックスするため、言いたいことが言える雰囲気となってしまう、お互いに譲り合うという精神が薄れてしまう傾向があると思われることや、ウェブ会議では、調停委員と話す順番がくるたびに電話を受けてから参加するなど、段取り上不便を感じることである。また、対面と違って微妙なニュアンスが伝わりにくい点もある。さらには、調停の非公開を担保するため、調停を始める時にカメラで部屋の中を撮影して第三者がいないかを確認したり、録音しない旨の誓約書を提出したりしているが、カメラで確認した後に第三者が入るなど、やろうと思えばできる状況ではあるので、利用者としてはその点の心配は残るとと思われる。

◆ ウェブ会議を進めていくことのメリットが大きい一方でリスクもあるので、裁判所において、対面で行うのか、電話会議で行うのか、ウェブ会議で行うのかを検討していると思うが、どのように見極めているか。

△ 明確な基準があるわけではなく、当事者の意向や状況、事件の内容などを踏まえて調停委員会で決めている。例えば、代理人弁護士が就いていない当事者本人のみの事案においては、基本的に1回目の調停期日では対面

【機密性 2】

で直接話を聴き、その内容を踏まえて、その後の期日を対面、ウェブ会議、電話会議のいずれの方法で行うかを決めている。また、当事者からウェブ会議利用の希望があれば、それも尊重しながら、調停委員会において判断している。

その他にも、遠方に居住している方であれば、ウェブ会議や電話会議を利用することが多く、逆に、資料を突き合わせながら話をした方がよい事案では、対面で調停を行う方向で検討することになる。また、DVなどの事情がある事案では、ウェブ会議や電話会議による調停の実施を積極的に検討している。

○ 調停の内容によって使い分けているという点につき、例えば、離婚や子の面会交流など当事者の反応や気持ちを確認しながら行う調停については、表情が確認しやすいウェブ会議がより適しているが、婚姻費用や遺産分割などの金銭が主に問題となる調停においては、電話会議で行うことが比較的多いのが実情である。

◆ 代理人弁護士が就いている場合と当事者本人だけの場合では、利用件数に差があると思うが、当事者本人だけの場合でウェブ会議による調停を行った実績はどのくらいあるか。

自分の職場でも新型コロナウイルスの関係もあり電話で相談を受けることが多くなっているが、相談者の表情が見えないと、沈黙したとき、相談者が何をしているのか不安になることが多いので、相手方が見えるウェブ会議だからこそ感じ取れることは一定数あると思う。電話会議よりはウェブ会議の方が、第三者の存在も確認しやすいと思うので、利用者の負担も踏まえると、ウェブ会議を使えるように進めていくのがよいと考える。

また、IT弱者の方に対して、現在のウェブ会議の試行も踏まえて何か検討されているのか。

△ ウェブ会議による調停の試行を始めた当初は、当事者双方に代理人弁護士が就いている事件で利用していたが、現在は、当事者本人のみの事件で

【機密性 2】

もウェブ会議が利用され始めており、数件程度ある。また、IT弱者の方への対応としては、ウェブ会議を行うことができるよう分かりやすく工夫したマニュアルを送付している。

- 裁判所から送付するマニュアルを見てもできない方においては、家事調停手続の制度として補佐人という制度があるので、操作ができる方に補佐人になってもらって、ウェブ会議による調停を行っていくことは考えられる。

- ◆ 高齢者の方や障害者の方が調停を利用する場合にも、ウェブ会議による調停であれば、裁判所に来なくても調停ができるため、メリットは非常に大きいと思われ、そういった方々への支援やサポートツールがあると家事調停の使い勝手がより高まると考える。

なお、聴覚障害を持つ方は、どのようなサポートを受けることができるのか。

- △ 手話のできる調停委員が担当したり、手話ができる調停委員の都合がつかない場合は、当該当事者の方に手話ができる人を調停に同行してもらったり、場合によっては手話通訳者の方を手配したりしている。

- ◆ コロナ禍がいつ終わるのかまだまだ見えない状況においては、対面で行う調停とウェブ会議で行う調停を併用していくことは非常に意味があることだと思うので、ウェブ会議による調停が広がっていけばよいと考える。

- 今までの意見交換を踏まえて、家事調停手続を広め、より利用しやすい手続にするために、今後どのような取組をすべきかについて御意見をいただきたい。

- ◆ 市役所の無料法律相談などで家事調停手続を勧めることがある。勧められた方は、家事調停手続を知る機会があるが、行政や役所の職員でも家事調停手続をよく知らない状況なので、家事調停手続に関するパンフレットを役所に置くなどして、もっと広報活動をするのはできないのではないか。

- △ 家事調停手続に関するパンフレットは用意しており、裁判所に備え置く

【機密性 2】

ことはもちろん、行政機関にも一定数配布させていただいている。また、調停委員で組織する調停協会が、定期的に各所で無料の調停相談会を開催するなどの周知活動を行っている。もっとも、裁判所の周知活動については、どうしてもウェブサイトが中心となっているので、よりアクセスをしてもらえるように、裁判所のウェブサイトをどう分かりやすくしていくのかという点が課題だと考えている。

- ◆ 家事調停手続の国民の認識度について、何らかりサーチしているか。自分の職場では、何かを行う際には利用者の意識調査を行い、その結果を踏まえて予算を付けて対応しているので、まずは数値を得るのが有効である。
- ◆ 家事調停手続を言葉で伝えるのはなかなか難しいので、ユーチューブなどで動画を配信するのが一番効果的だと考える。
- ◆ SNS などネットを利用するのが一番効果的だと考える。

また、利用しやすい調停という観点について、なかなか調停期日が入らない点が問題である。次回期日が、1 か月先、2 か月先になるため、なかなか調停が進んでいかない。調停委員の数や部屋数など予算上の制約はあると思われるが、期日間隔を改善していけば、利用しやすい家事調停手続となるのではないかと考える。

- ◆ 家事調停手続は、時間が掛かるという面はあるが、当事者同士で話し合いができないときは、客観的な第三者として調停委員に入ってもらうことに調停の意義があると考えます。また、裁判所と言うと、どうしても法廷のイメージがあるので、調停委員といっても裁判官だと思ってしまう人もいますし、敷居が高く、怖いというイメージを持つ人もいます。中には、調停手続でも判決が出るのではないかと考えている人もいます。裁判と調停の違いや、調停から始めなければいけない手続もあることなどを、もう少し分かりやすく当事者の方に伝えるようなアピールの仕方があるのではないかと考えています。
- ◆ 利用しやすい手続かどうかは、実際に体験してみないと分からないと思うが、自分の職場では、利用者のアンケートを行って意見をまとめて課題に

【機密性 2】

対応している。どのような内容のアンケートを行うかというところはあるが、意見を集めて解決策を導くのがよいと考える。

また、ウェブ会議は時間が自由に設定できるので、難しいかもしれないが、調停を行う時間の枠を広げ、普段調停を行っていない時間帯でも調停を行うことができれば、国民にとって利用しやすくなるのではないかと考える。

- ◆ 法律に基づく制度なので正しい言葉を使わなければいけないということとは分かるが、例えば、「家事事件のしおり」というリーフレットを見ても、誰をターゲットとしたものなのか分かりにくい。分かっている人には分かるのかもしれないが、「家事事件」という言葉だけでも、これが何を指すかを理解するには基礎知識がいる。

- 貴重な御意見を多くいただき、大変参考になった。各委員から伺った御意見を今後の家事調停手続の運営などに生かしていきたい。

以 上